

山陽小野田市長選挙

投票日は

4月24日

(投票時間) 午前7時～午後8時…市内31投票所
(開票) 午後9時30分～…市民館体育ホール

●投票ができる人

昭和60年4月25日までに生まれた日本国民で、平成17年1月16日以前に旧小野田市または旧山陽町に転入届をし、引き続き住んでいる人。

※合併前に旧小野田市から旧山陽町、または旧山陽町から旧小野田市に住所を移転した人でも、住所期間を通算することになっていきますので、平成17年1月16日以前にどちらかに転入届を出されていれば、投票ができます。

●投票の方法

【投票日当日】

投票用紙に印刷された候補者のうち、投票したい人の氏名の上の欄に、備え付けのスタンプで「○」を押します。

【期日前投票、不在者投票および電子投票】
候補者の氏名を投票用紙に記入します。

●期日前投票

投票日に旅行や仕事などで投票に行けない人は期日前投票ができます。

期間…4月18日(月)～4月23日(土)
時間…午前8時30分～午後8時
場所…市役所玄関ロビー、山陽総合事務所1階会議室、殖生支所
持参するもの…
入場券(届いている人のみ)

※殖生支所では、4月18日(月)～4月22日(金)の午前8時30分から午後5時までです。

※どの期日前投票所でも期日前投票ができます。

※4月24日には20歳になる人で、投票しようとする日において、まだ19歳の人は、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。

※病院や老人ホームなどの施設に入院・入所中の人は、施設の管理者に依頼して、そこで投票することができます。(ただし、指定された施設に限ります。)

【問い合わせ先】

選挙管理委員会事務局

☎82・1183

「その一票
あなたの権利が
生きる時」

※投票には入場券を持っていきましょう